

契約自動レビューシステムと弁護士法72条に関して

一般社団法人AI・契約レビューテクノロジー協会発表資料

代表理事 (桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士・法学博士) 松尾剛行

専務理事 (株式会社LegalForce代表取締役社長・弁護士) 角田 望

契約自動レビューシステムの技術的特徴

- 自然言語処理技術（ディープラーニングを含む機械学習、ルールベースアプローチ、検索技術等）を契約領域に応用
 - 例えば、機械学習やディープラーニングの技術的応用例として、予め必要な言語条件を設定し、契約書の「条・項・号」という単位を機械学習を用いて識別する、契約書のある特定の条項（例：損害賠償条項）を分類する／ラベルを付す、自然言語処理技術が挙げられる。
 - このように、契約自動レビューシステムに関して現時点で既に実用化されている技術は、あくまでも、事前に設定又は学習された言語情報と対象文書中の言語情報の言語的類似性を踏まえて識別・分類等を行うものに過ぎない。
- ※ 誤解を招きやすい点として、「大量の契約書データを機械学習にかければ、ソフトウェアが勝手に賢くなり、勝手に正確に契約書をレビューしてくれるようになる」との誤解があるが、現時点ではそのような技術は実用化されていないと認識している。

契約自動レビューシステムの技術的特徴

- 協会加盟各社を例にとると具体的には以下のような手法を採用していることが多い
 - 弁護士の監修のもと、ソフトウェア上で表示する一般的な注意喚起文・解説・参考条文例等から構成されるチェックリストや契約類型の分類等を予め作成しておく（以下「**表示情報**」）。**表示情報**は、一般的な状況に基づく一般的な解説（例えば、「秘密保持契約では一般的に「秘密情報」を定義することが望ましいとされている」等）。
 - そのうえで、レビュー対象の契約書にどのような文字情報が含まれている場合に、いずれの**表示情報**を表示させるかを決定するために必要な言語情報の条件（以下「**言語条件**」）を予めソフトウェアに記憶させておく。**言語条件**の設定に当たっては、機械学習ベースの手法やルールベースの手法等様々な自然言語処理技術が活用されるが、いずれも言語的な類似性に着目する点で共通する。
 - ユーザーが契約書データをソフトウェアにアップロードすると、ソフトウェアは対象契約書の言語情報を解析し、**言語条件**を充足した場合に、自動的・機械的に、予め用意されている一般的な**表示情報**を表示する。
 - 協会加盟各社は、ソフトウェア上で表示する**表示情報**の設計にあたっては、個別具体的な状況に基づく契約書の法的意味に関する断定的な結論の表明ではないこと、つまり、一般論を参考情報として提示しているに過ぎないことが理解できるような説明方法とすることとしている。

契約自動レビューシステムの特徴

実際の製品デモンストレーションをご覧ください。

システムを通じた法情報の提供と「鑑定」該当性

- システムを通じた法情報の提供が弁護士法72条の「鑑定」に該当するか否かについて確固たる判例や学説は存在しない（2019年の松尾剛行「リーガルテックと弁護士法に関する考察」情報ネットワーク・ローレビュー18巻の公刊後、一定の議論はされたものの、まだ十分な数の論稿が出そろったとは言えない）
- しかし、実際には、契約自動レビューシステムを含め、個別の案件に関して法情報を提供するシステムはその有用性から幅広く利用されている
- ここで、少なくとも契約自動レビューシステムに関する限り、その仕組みは「人間の弁護士の行うレビュー」とは構造が根本的に異なっていることに留意すべきである
- このような状況も踏まえ、システムを通じた法情報提供と「鑑定」その他の弁護士法の解釈に関して議論がなされることは、社会的必要性及びテクノロジーの発展の両面から望ましいことだと考える

協会の取組

弁護士法以前の社会受容性の問題として、ユーザである法務部門や弁護士にとってそして社会にとって利益になるリーガルテックであることがまず必要である。

その前提の下で、弁護士法72条については、複数のこの分野の専門家の意見を聞いた上で①事件性の排除、及び、②鑑定その他法律事務該当性の排除に向けた要件を加盟各社が遵守する。加えて、③質の担保に向けた要件も加盟各社が遵守する。

これにより、少なくとも契約レビューテクノロジーの分野において、適法なサービスが担保され、ユーザが安心してサービスを活用できる状態を目指す。これにより、我が国全体の法務機能の強化と司法アクセスの改善に貢献し、ひいては広く国民の利益、幸福の実現に貢献してゆきたい。

(今後も新規加盟申請があれば、社員総会で審査の上入会を認めていく)。

I Appendix

企業法務の課題と解決策としての契約自動レビューシステム

企業法務機能強化の必要性とリソース確保の課題

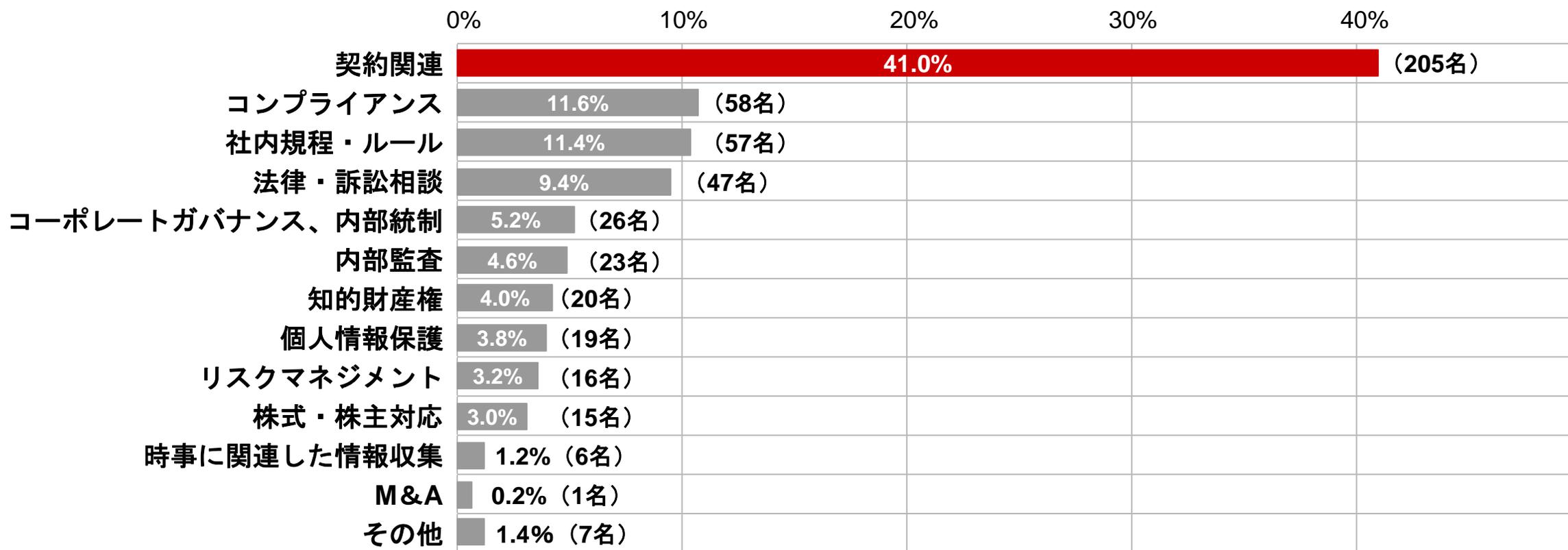
- ビジネスのグローバル化、IT技術をはじめとするイノベーションの進展やレピュテーションリスクの増大等によって、企業のリーガルリスクはこれまで以上に複雑化・多様化している。
- こうした状況下において、外国企業との競争に勝っていくためには、経営にリーガルの視点が不可欠となっており、リーガルリスクの対応において法務部門が果たす役割が重要となる。
- 内外において、ダイナミックなレギュレーションの議論・変化が進んでいる中では、ルールの捉え方や視点を変えることで新しい市場獲得につなげるなど、リーガルリスクを「チャンス」に変えていく戦略的な法務機能の実装が求められる。
- 他方、企業法務機能の強化にあたっては、リソース確保が課題として認識されている。

出典：経産省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会」
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/homu_kino/pdf/005_s01_00.pdf

企業法務の課題

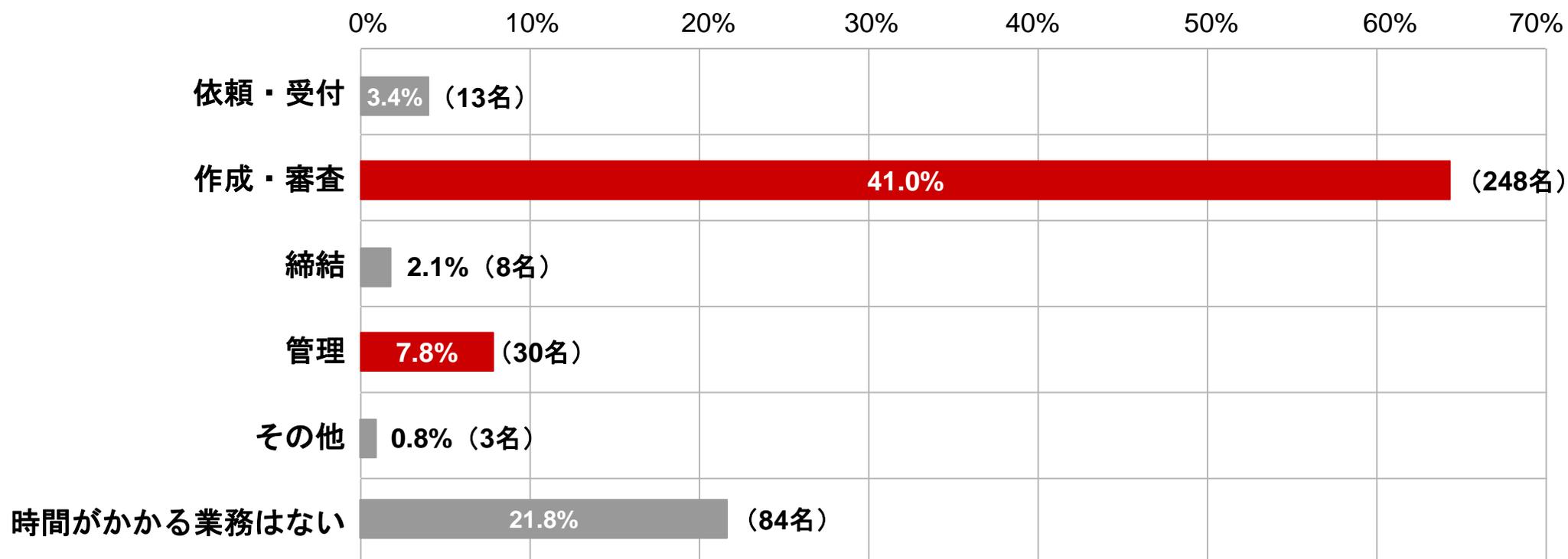
法務業務で最もかかっている業務は「契約関連」

法務業務で最も時間がかかっている業務を教えてください（法務部と法務業務に携わったことのある500名※複数回答）



企業法務の課題

「契約関連」業務において、「契約書の作成・審査」や「契約書の管理」に多くの時間を割いている
契約関連業務で一番時間がかかる業務を教えてください（法務部と法務業務に携わったことのある500名※複数回答）



契約自動レビューシステムの利活用によるリソース確保

国際競争力強化に向けた
日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書
～令和時代に必要な法務機能・法務人材とは～

令和元年 11月 19日
経済産業省

(4) 法務機能を発揮するためのリソースの強化（人材を除く）

新たに現行法が予定していなかった領域の開拓のための法的課題の検討を進めるなど、新たな取組を始める必要が生じた場合には、その分のリソースをどのように捻出するかが課題となる。例えば、新たな取組を進めようとしたとしても、契約の本数が減るわけではない以上、既存の契約審査業務などを効率化し、かつ品質も維持向上するなどの工夫が求められる。

リソースを捻出するためには、既存業務の削減や振り換えなどで既存の内部リソースを解放するか、外部専門家登用などで外部から新たにリソースを調達するかの2種類の方法が考えられる。

折しも近年、電子署名サービス、契約レビューや翻訳などのITを活用した法令・契約等関係の法務サービス（いわゆる「リーガルテック」）に対する期待が高まっており、多くの企業で（少なくとも試験的に）導入が進んでいる。例えば、契約法務へのリーガルテックの活用により、審査・締結の高速化だけでなく、ナレッジの蓄積・共有、リスク情報の集約等により品質を揃え向上させる、履行段階での情報管理・リスク対応に資する等の効用をも期待されている。他方で、戦略的判断を含めこれを使いこなすには相応の法的能力を要するとの指摘もあり、より高い頼性を求めたい等の観点から本格導入を見送っている企業も存在している。

いずれにせよ、現時点ではリーガルテックのみで全てを処理することはできないので、リーガルテックを活用する際には、何がどこまでできるのか、どのように使うと効果的で、どこまで任せられるのかをよく検討する必要がある。また、データの蓄積・AIの学習により性能が向上していくものであるため、今は不十分であることであっても、引き続き動向を注視していくことは重要である。

なお、法務部門の人材リソースの強化（育成、獲得）に関しては別途第4章で触れる。

23

<具体的な取組の例>

○リーガルテックの活用【メーカーなど多数】

- ・契約書レビューソフトを用いて品質の向上（平準化）と処理の効率化を両立
- ・法務に特化した翻訳ソフトを利用して効率化
- ・フロー管理、契約書管理、議事録作成などが行えるソフトを自社開発
- ・ナレッジを言語化、蓄積して経験の少ない者でも同様に処理できるよう整備

○その他の取組

- ・コントラクトローヤー（契約書審査などを専門にする安価な弁護士）を用いた契約業務のアウトソース【商社】
- ・法務部門の契約データベースに営業部門の担当者にもアクセス権を与え、契約情報などを自分で確認できるようにした【電機メーカー】
- ・少額などリスクの低い案件に対する法務部門の関与を減らす（そもそも知らせない、報告のみにとどめる、将来的には法務部門のチェックに代わって契約担当者自らが契約書レビューソフトを用いて確認するなど）【多数】
- ・社内で新たな課題が発生したときに、積極的に法務部門で拾いに行く（担当部門としてアサインしてもらう）ことで、リソースを要求しやすくする【電機メーカー、人材派遣業】

令和元年に経済産業省から公表された国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書においても、リーガルテックを活用した契約業務の効率化やリソース確保が推進されている。

出典：経産省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会」
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/homu_kino/pdf/005_s01_00.pdf

契約自動レビューシステムの利活用によるリソース確保

(3) 契約書の作成・審査の過程 (問47)

問47

契約書の管理についてお答え下さい (複数回答可)。

1. 契約書の作成・審査について明文化した社内規則がある
2. 契約書の作成・審査について法務部門内に統一されたルールや手順書がある
3. 契約書について法務部門の審査を受けるルールがある
4. 法務部門の契約書審査をパスしないと社内決裁・稟議が承認されない
5. 予め契約書審査の担当者を決めて他部門に周知している
6. 契約書審査依頼書等について定型フォームがある
7. 標準的な取引について、契約書のひな形を作成している
8. 契約書審査についてワークフロー・システムを導入している
9. 契約書の作成や審査などに AI 技術を活用したサービスを導入している
10. 電子署名など電子契約サービスを導入している
11. 契約書審査の内容・結果についてデータベース化して共有している
12. 契約書の保管・廃棄に関する社内規則がある
13. 契約書を一元的に保管している (→問47-1 をご回答下さい)
14. 契約書の保管や取引先等の検索、期日管理などのために契約書 (文書) 管理システムを導入している (→問47-2 をご回答下さい)
15. その他 ()
16. 特に何もしていない

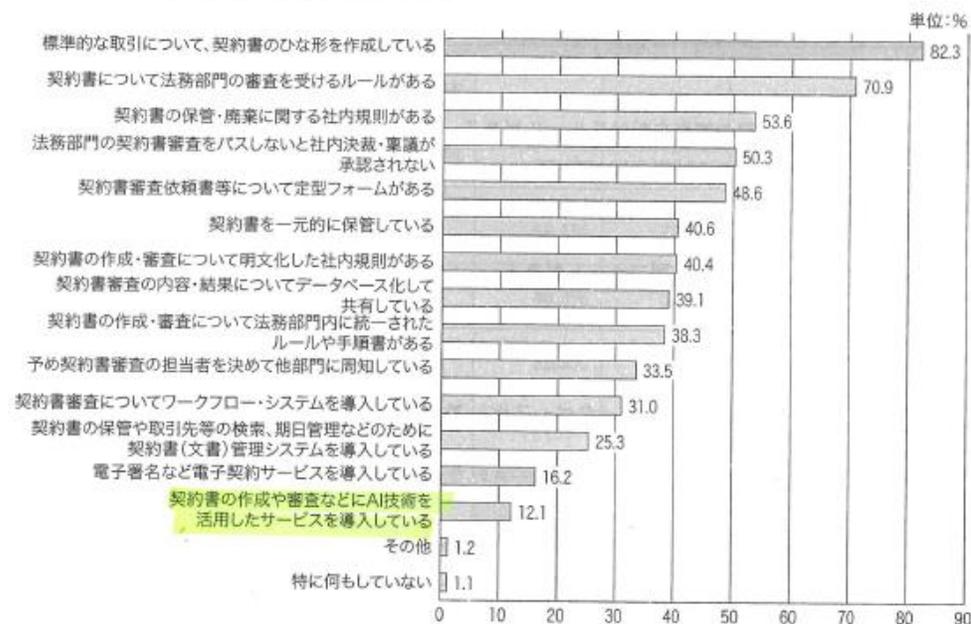
(全体の傾向)

法務部門における契約書の作成・審査の過程への関与や管理方法について、14の例を挙げて複数回答可でたずねた。無回答を除くと、「標準的な取引について、契約書のひな形を作成している」が82.3% (1,139社中937社)、次いで「契約書について法務部門の審査を受けるルールがある」が70.9% (同808社) となった (図表Ⅲ-43)。

今回調査 (2020年) から、法務業務の IT 化についての選択肢を加えたところ、「契約書の保管や取引先等の検索、期日管理などのために契約書 (文書) 管理システムを導入している」が25.3% (同288社)、「電子署名など電子契約サービスを導入している」が16.2% (同184社)、「契約書の作成や審査などに AI 技術を活用したサービスを導入している」が12.1% (同138社) であった。

コロナ禍におけるテレワークの推進や場所を問わない非対面取引の増加のほか、政府におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の取組みにより、法務業務の IT 化の展開が注目される。

図表Ⅲ-43 契約書の作成・審査の過程



経営法友会が、約5000社に対して発送し、1200社から回答を得た、第12次会社法務部実態調査においても、「契約書の作成や審査などに AI 技術を活用したサービスを導入している」が 12.1% となっており、法務業務の IT 化を支えている。

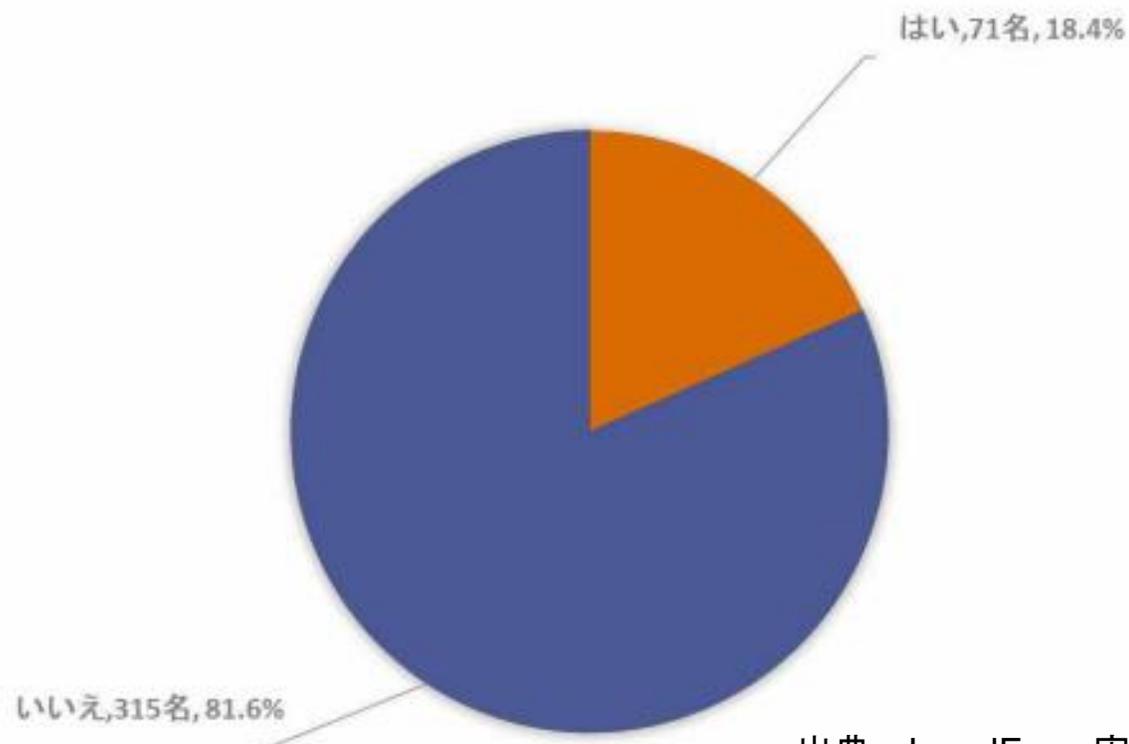
出典：商事法務「会社法務部〔第12次〕実態調査の分析報告」(2022年3月)

契約関連業務におけるリーガルテックの導入割合

契約関連業務において、リーガルテックを導入していますか

契約関連の業務に関わっている方386名

- ・ 「いいえ」が8割を超える結果となった



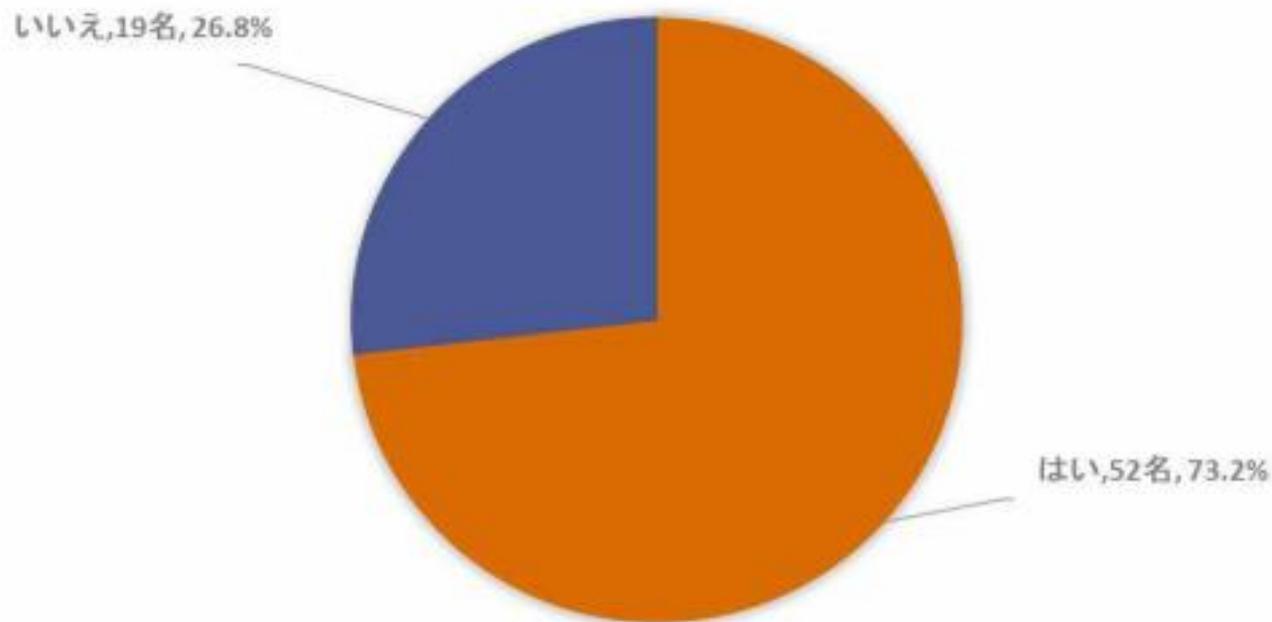
出典：LegalForce実施「企業法務の実態調査（2022年6月実施）」
<https://legalforce-corp.com/wp-content/uploads/2022/07/legalissues.pdf>

リーガルテック導入による契約関連業務の課題解決

リーガルテックサービスの導入で課題解決されましたか

契約関連業務でリーガルテックを導入している方71名

- リーガルテックサービスの導入で課題が解決できたのは73.2%と7割以上



出典：LegalForce実施「企業法務の実態調査（2022年6月実施）」
<https://legalforce-corp.com/wp-content/uploads/2022/07/legalissues.pdf>

スタートアップ・地方の中小企業の法務格差の是正機能も



社員18名の少数精鋭 社長自ら担う契約審査で「会社の権利を守る」

IT・インターネット 法務人数:1人



アド・セイル株式会社

代表取締役 川添泰史 様

POINT

- 社長の負荷軽減と属人化の解消を目指して導入
- 効率化されたことで契約審査に取り掛かる心理的ハードルも低くなった
- 契約審査にリソースを割けない企業にこそおすすめしたい

| 会社の権利を守りつつ業務負荷を軽減したかった

—— LegalForceを導入された理由や、導入以前の課題感について教えてください。

契約審査の負荷が大きい点と、法務の専門家ではない私に属人化している点が課題でした。社長として他の業務も多く抱えるなか、契約審査にそこまで多くの時間を割けないというのが実情です。しかし無形サービスの提供が中心である当社ビジネスの性質上、会社の権利を守るためにも知的財産権の取り扱いなどは慎重にならざるを得ません。

親会社の顧問弁護士に相談することは可能ですが、繁忙期に大量の依頼はしづらいですし、自分が契約の内容に全く目を通さないわけにもいきません。

そこで、自分が契約の決裁者としての責任を果たしつつ、業務負荷を軽減するためにツールの導入を決意しました。電子帳簿保存法や電子契約サービスなどを探している際にLegalForceのWebサイトを目にして、興味を抱いたのがきっかけです。

私は法律知識があるわけではないのですが、契約審査そのものは好きな仕事です。ビジネスの取り決めにブレなく定義していく過程が心地良いからです。契約書を読み込んでアラートを示してくれるLegalForceには、そんな契約書マニアの心をくすぐるものを感じました。導入事例や紹介資料を見るうちに、LegalForceならば、契約審査時の読み飛ばしや抜けもれ、失念していた法改正などを正しく教えてくれて楽になるのではと思い、導入を決めました。

| 一次レビューから締結前の最終確認まであらゆる機能を活用

—— 実際にLegalForceを使うときの流れを簡単に教えてください。

取引先から契約書のドラフトを受領したら、まずはLegalForceの「自動レビュー」機能にかけます。レビュー結果に表示されるアラート内容を確認し、取引先との関係性なども考慮しながら修正の可否を検討します。その後「条ずれチェッカー」で単純な記載ミスがないかを確認し、取引先にお返します。

最終版を受領したら、念のため「比較」機能を使って想定外の変更点がないかを確認します。業務の範囲や定義が重要になるECの運用支援などの契約書は、特に丁寧に再確認しています。定型的な業務をLegalForceがやってくれる分、こうした重要な確認に多くの時間を回せるようになりました。

出典：<https://legalforce-cloud.com/usecase>

一般社団法人 AI・契約レビューテクノロジー協会 16

スタートアップ・地方の中小企業の法務格差の是正機能も



| 経営企画業務と兼務し、たった1人で法務の機能をカバー

—— 法務部門の組織体制や業務内容について教えてください。

当社に法務部門はありません。経営企画室が法務の機能も持っていて、私が1名で法務領域を担当しています。業務の内容は、契約審査、契約書の作成、社内規程の整備などがあります。

ただし私も法務専任ではなく、取締役会などの会議体の運営、株主総会対応、予実管理、子会社の管理などを主に担当しており、兼務で法務を担当しています。

新規で発生する契約は月10件に満たない程度で、業務委託契約書や秘密保持契約書(NDA)が多いです。取引先との契約締結の手続きも主に私が行っています。

| 法務でカバーできる範囲の拡大を狙いLegalForceを導入

—— LegalForceを導入された理由や、導入以前の課題感について教えてください。

経営企画室に法務の機能を設置する以前は、契約書は全て社外の弁護士にチェックを依頼していました。しかしそれでは細かい修正へのスピーディーな対応が難しく、社内に知見も蓄積しづらいという課題を抱えていました。

あえて弁護士に訊くまでもない些末な対応を、もっと簡単にできる方法はないかと考えていたときに、LegalForceの存在を知りました。紹介資料やデモンストレーションを見て、前述したような当社の課題を解決してくれそうだと感じて導入を決めた背景があります。



「できる範囲が広がった」老舗酒蔵の一人法務が感じる効果とは

食料品 法務人数:1人

 楯の川酒造株式会社

楯の川酒造株式会社

執行役員 経営企画室長 青木 里沙 様

POINT

- 一人法務の負担を軽減するためにLegalForceを導入
- 法務が対応できる契約審査の幅が広がり、工数も大幅に削減
- 法務にリソースを割けない企業におすすめ

出典 : <https://legalforce-cloud.com/usecase>

一般社団法人 AI・契約レビューテクノロジー協会 17

スタートアップ・地方の中小企業の法務格差の是正機能も



「できることが2倍になった」ースタートアップの1人法務におけるLegalForceの導入効果

業種:IT・インターネット 法務人数:1人

SUPER STUDIO

株式会社SUPER STUDIO

コーポレートデザイン室 中山 洋子様

POINT

- スタートアップ企業の事業拡大スピードに法務が対応するために導入
- 作業効率が2倍になり、対応可能な業務量が倍増
- 1人法務の強い味方としておすすめ

作業効率が2倍になり、できることが倍になった

—— LegalForceの導入によって感じている効果を教えてください。

効率面では、体感で作業効率が2倍になりました。当社は会社の取引規模がどんどん大きくなっており、それに伴い契約業務の量も増えているので、「業務が減った」というよりは「できることが倍になった」という感覚です。

品質面においても、拠り所として頼りにしています。契約書を作成するときもレビューをするときも、人間の目だけでは抜け漏れを100%防ぐことは難しいですが、LegalForceがリスクを指摘してくれることで、自分のアウトプットに安心感を持っています。

また、LegalForceを使うことは私自身の成長にもつながっていると感じています。LegalForceがあるおかげで初めて見る契約書に対しても挑戦しやすくなり、最初から顧問弁護士に頼ることが以前より減りました。

LegalForceの自動レビュー結果や関連情報の一つ一つ自分で読み解いていくことは、自分のノウハウの構築にも役立っています。

LegalForceを活用して、今後挑戦していきたいことはありますか？

LegalForceを導入したことで、契約書レビューやひな形の作成にかかる工数は圧倒的に減ったので、今後は社内の仕組みづくりにもっと時間をかけていきたいです。例えば、契約の発案から締結にいたるまでの運用フローを社内に構築することで、契約書に関する全社的な工数を減らしていくことを考えています。

"経営視点"を意識し、経営と一体化した法務へ

出典 : <https://legalforce-cloud.com/usecase>

一般社団法人 AI・契約レビューテクノロジー協会 18

弁護士の生産性向上による地方の中小企業の司法アクセス向上



契約書レビューにかかる時間が半分に！顧問先の満足度向上と新規獲得を実現した、地方で働く弁護士のLegalForce活用法とは。

業種：法律事務所

 アネステイ法律事務所
Honesty Law Office

アネステイ法律事務所
パートナー弁護士 藤田 亮先生

POINT

- 業務の3割を占める契約書レビューにかかる時間を半分に。
- 時間の使い方が変わり、顧問先の獲得や満足度向上にも効果を実感。
- 地元企業を支える地方の弁護士にこそ活用してほしい。

宮城県仙台市に事務所を構え、民事・刑事事件から企業法務まで、幅広い分野の相談を受けているアネステイ法律事務所。金融機関のサラリーマンから弁護士になったという経歴も活かし、特に企業法務を得意とする代表弁

契約書レビューの時間が半分以下になり、情報発信や顧問先獲得に時間を使えるように。

—— LegalForce導入によって感じている効果を教えてください。

契約書レビューにかかる時間が半分以下になりました。自動レビューやレビュー結果のダウンロード、サンプル条文のコメントなど、一つ一つの機能が作業を効率化してくれていると感じています。さらに、PCさえあれば時間や場所を問わずに契約書レビューができるので、出張や移動中の時間も有効活用できるようになりました。

また、営業活動に時間を使えるようになり、顧問先を増やすことができました。時間の使い方が大きく変わり、遠方の企業のサポートや、オンラインセミナー等を使った情報発信等、本来やりたかった分野へ活動領域を広げられています。自分ひとりで企業法務を担当する上で、いまやLegalForceは「もう一人のサポートメンバー」のような存在です。

LegalForceで顧問先の満足度向上や法的なレベルアップを実現。

—— 今後どのようにLegalForceを活用していきたいですか？

LegalForceを導入していることを積極的に発信していきたいですね。中小企業の中には、法務部がない企業や、LegalForceを使っていない企業も多くあります。そんな企業でも、顧問弁護士がLegalForceを導入することで、会社の大切な契約書を弁護士の目とAIの目の両方でチェックできているという安心感を提供できるのではと考えています。

また、顧問先へのセミナーでも、もっとLegalForceを活用していきたいです。最近では、LegalForceのひな形をベースにして、契約書の読み方に関するウェビナーを行っています。こういった発信が顧問先の満足度向上につながっていると感じています。

情報発信を積極的に行うことで、顧問先の社員の方々の法的なレベルアップに寄与することができ、顧問弁護士への依頼内容も「守りの法務」から「攻めの法務」へと変化していくのではと期待しています。

AIは弁護士の仕事を「奪う」のではなく「圧縮」してくれる。

出典：<https://legalforce-cloud.com/usecase>

一般社団法人 AI・契約レビューテクノロジー協会 19

Ⅰ 契約レビュー・管理領域のスタートアップ市場動向

契約レビュー・管理領域のスタートアップ

Company	Highlights	Funding USD	Revenue* / clients
LegalForce (Japan) 	契約レビューソフトウェア・契約管理システム	130M	3000社
Lisse(Japan) 	契約レビューソフトウェア	6M	数百社
GVATECH(Japan) 	契約レビューソフトウェア	8M	400社
MNTSQ(Japan) 	コントラクトライフサイクルマネジメントシステム (CLM)	9M	数百社
LegalSifter (US)	契約レビューソフトウェア	6.2M	Horty Springer, MSA
LexCheck (US)	契約レビューサービス	8M	NetApp, Kosh industries, Sumitomo, Panasonic
BlackBoiler (US)	契約レビューソフトウェア	5.4M	
LawGeex (Israel)	契約レビューソフトウェア・サービス	41.5M	Ebay, hp, Pepsi
Luminance (UK)	契約レビューソフトウェア	23M	Pwc, TESCO
Kira (US)	契約レビューソフトウェア	51M	Top law firms, Deloitte, AAIS
IronClad (US)	CLM・契約レビューソフトウェア	334M	\$16M (2020)
ContractPodAi (UK)	CLM	170M	\$16M (2021)
Icertis (US)	CLM	371M	\$140M (2020) Fortune 500

Ⅰ 弁護士法72条に関する課題

弁護士法72条の構造上の課題

- 弁護士法(昭和24年法法律第205号) 制定時にはリーガルテックは存在しておらず、弁護士法72条の文言をどのようにリーガルテックに適用するかに関しては、判例の蓄積及び学説上の議論とも不足しており、確固たる解釈が存在していない
- その結果、契約自動レビューシステムを含むリーガルテックの適法性の判断基準が不明確であるという状況が生じているところ、これではリーガルテックの活用による法務のDX、法務業務の効率化、高付加価値化等に萎縮効果を与えかねない

契約書自動レビューに関する弁護士法の解釈の不明確さゆえの弊害

【協会加盟各社には顧客から以下のような声が寄せられている】

- 本当は貴社のサービスを導入したいにもかかわらず、適法性が確実になるまで導入ができないので大変残念である
- 貴社のサービスが適法であると証明して欲しい
- 貴社のサービスのユーザーである弁護士だが、もし貴社が弁護士法72条に違反する非弁業者だとすると弁護士職務基本規程に違反するリスクがあるのではないか

契約書自動レビューに関するグレーゾーン制度を用いた照会の副次効果について

- グレーゾーン解消制度は、照会を行う事業者の新規事業に対する個別具体的な判断を公表するものであって、ビジネスモデル一般に関する判断はなされない。
- しかし、実際には、「法務省が、照会のあったサービスに留まらず自動レビューサービス一般を違法であると判断した」かのような一部報道が行われ、既存事業者への影響が生じた（副次効果）。
- 現行制度上、既存事業者は他社のグレーゾーン解消制度を用いた照会内容や主務官庁とのやり取りに関わる機会はない。
- 上記の副次効果を踏まえれば、今後グレーゾーン解消制度において先行して類似事業を行う事業者の有無を確認し、既存事業者の事業に悪影響が及び得る場合には、既存事業者から意見を聞いたり、既存事業者が意見を提出することができるような形で既存事業者の手続き保障という側面にも配慮するのはいかがだろうか。

契約自動レビューシステムの適法性を明確化する必要性

- 以上より、弁護士法72条との関係において、契約自動レビューシステムの適法性を明確化する必要性が高い

Ⅰ 弁護士法72条に関する協会の取組

協会の取組

弁護士法以前の社会受容性の問題として、ユーザである法務部門や弁護士にとってそして社会にとって利益になるリーガルテックであることがまず必要である。

その前提の下で、弁護士法72条については、複数のこの分野の専門家の意見を聞いた上で①事件性の排除、及び、②鑑定その他法律事務該当性の排除に向けた要件を加盟各社が遵守する。加えて、③質の担保に向けた要件も加盟各社が遵守する。

これにより、少なくとも契約レビューテクノロジーの分野において、適法なサービスが担保され、ユーザが安心してサービスを活用できる状態を目指す。これにより、我が国全体の法務機能の強化と司法アクセスの改善に貢献し、ひいては広く国民の利益、幸福の実現に貢献してゆきたい。

(今後も新規加盟申請があれば、社員総会で審査の上入会を認めていく)。

協会の取組

- 1 自動レビュー機能が対象とする契約に関する原則（事件性の排除の原則）
- 2 鑑定その他の法律事務該当性の排除の原則
- 3 弁護士の監修に関する原則

自動レビュー機能に関する限り、これら3つを「且つ」で並べて協会加盟事業者が遵守する（例えば、事件性のない契約のみをレビュー対象とするのであれば鑑定をやっても良いということではない。）。

協会の取組

1 自動レビュー機能が対象とする契約に関する原則（事件性の排除の原則）

①弁護士法72条本文に規定する「その他一般の法律事件」に該当するというためには、同条本文に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に争いがあり、あるいは疑義を有するものであるとする法務省見解を前提とする。

②自動レビュー機能が利用される対象として、「法律上の権利義務に争いがあり、あるいは疑義を有する」契約類型を対象にすると「その他一般の法律事件」に該当すると判断される可能性があることから、上記に該当しない契約類型のみをレビューの対象とする。

協会の取組

2 鑑定その他の法律事務該当性の排除の原則

加えて、自動レビュー機能における情報の提供が、「法律上の専門知識に基づいて法律的理解を述べるもの、又は法律上の効果を生じ・変更・保全・明確化するもの」であってはならない。

例えば、システム上で情報を表示するにあたっては、断定的な表現を用いない、あるいは「参考情報」「解説」「参考条文例」「類似候補」等と明記することにより、個別具体的な状況に基づく契約書の法的意味に関する断定的な結論の表明ではないこと、つまり、一般論を参考情報として提示しているに過ぎないことが理解できるような説明方法とする。

協会の取組

3 弁護士監修に関する原則

自動レビュー機能のチェックリストは、各契約類型につき一般的な注意事項をまとめたものであるが、当該チェックリストを作成するにあたり、必ず弁護士が監修を行うことで、質を担保し、内容がユーザにとって、ひいては社会全体にとって有益なものとする。